→利用規約等はこちら



【返却について】

自転車の返却受付時間は営業時間の9:00~17:00です。

※冬期営業期間中の10月、11月、3月は9:00~16:00

・ 営業時間終了後は当日の返却受付が出来ない場合があります。

→ご利用の際は交通ルールを遵守ください (右記 QR コードをご確認ください)



- ・ 利用申込時の返却予定時間を超過した場合は、前払いで払った金額と実際の利用料金との差額をお支払いいただきます。
- <u>利用申込時にご記入いただいた利用時間よりも短い時間で返却をされた場合(例→申込時:4時間以内利用、実際の利用時間:2時間以内)でも差額の</u>返金はできません。利用時間が不確定な場合は短い利用時間をご記入いただき、返却時に超過分をお支払いすることをご検討ください。
- ・ 営業時間中の返却がなく、返却が翌日となった場合は利用料金に基づき一日毎に3,000円/台を返却時にお支払いいただきます。 ※2日目以降の利用料金の計算は午前10時を起算とする

【返却先について】

・原則、申込書に記載した窓口に返却していただきますが、別の窓口でも返却は可能です。(窓口は裏面)

【故障について】

- ・ 利用期間中に自転車が故障した場合は、お近くの窓口に連絡の上、持ち込んで下さい。持ち込みが不可能な場合は、お近くの窓口までご連絡の上、指示に従ってください。
- ・ 車両故障・損壊など利用者に起因する自転車の故障については、出張費等の修理に関する費用は利用者に弁償金をお支払いいただく場合があります。 また、自転車の鍵等付属品についても同様です。
- 協議会の事前の了解なく、利用者自身が自転車を修理した場合の修理代金は協議会で負担しません。※ 自転車等の故障によって利用者その他第三者に損害が発生した場合、協議会に故意又は重過失がある場合を除き、協議会は一切責任を負いません。

【盗難・紛失について】

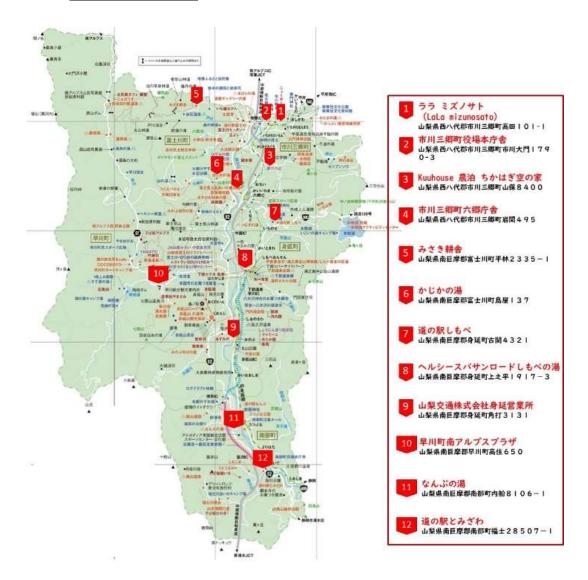
- ・ 利用中に自転車の盗難・紛失等にあった場合は、速やかに貸出窓口まで連絡してください。
- ・ 無施錠のまま放置した等、利用者に起因する盗難・紛失等の場合は、弁償金(協議会が指定する額)をお支払いいただく場合があります。また、自転車 の鍵等付属品についても同様です。

【事故等について】

- ・ 利用期間中に事故にあった場合、速やかに警察署への届出等の法令で定められた処置をとるとともに、貸出窓口に事故発生の時間・場所・原因・事故の 状況等を連絡してください。
- ・ 利用中に第三者による事故・盗難等にあい、利用者に損害等が発生した場合においても、協議会に故意又は重過失がある場合を除き、協議会は一切の 責任を負いません。なお、事故についての示談等が必要な場合には、自らの責任において行ってください。
- ・ 利用申込者以外の者に自転車等の協議会が貸出物を使用させるなどの禁止行為は絶対に行わないでください。

※利用規約の違反により、協議会、又は第三者が被害を被った場合には、利用者に損害賠償を請求することがあります。また、違反により利用者に損害が 発生した場合は協議会は一切責任を負いません。

◎問い合わせ窓口



窓口	住所	連絡先
① LaLa Mizunosato	市川三郷町高田101-1	055-268-3155
② 市川三郷町役場本庁舎	市川三郷町市川大門1790-3	055-272-1101
③ 市川三郷町六郷庁舎	市川三郷町岩間495	0556-32-2111
④ 農泊 ちかはぎ空の家	市川三郷町山保8400	090-1810-1564
⑤ みさき耕舎	富士川町平林2335-1	0556-22-0168
⑥ かじかの湯	富士川町鳥屋137	0556-27-0002
⑦ 道の駅しもべ	身延町古関4321	0556-20-4141
⑧ しもべの湯	身延町上ノ平1917-3	0556-42-8228
⑨ 山梨交通株式会社身延営業所	身延町角打3131	0556-62-0082
⑩ 南アルプスプラザ	早川町高住650	0556-45-2600
⑪ 道の駅とみざわ	南部町福士28507-1	0556-66-2260
⑪ なんぶの湯	南部町内船8106-1	0556-64-2434

